

判決要旨

第1 判決言渡日 平成18年4月7日午後1時15分（103号法廷）

第2 事件番号 平成14年(ワ)第16306号

第3 事件名 住民基本台帳ネットワーク差止等請求事件

第4 裁判所の構成 民事25部

裁判長瀧澤泉、裁判官佐久間健吉、吉澤邦和

第5 当事者 原告 斎藤貴男

被告 国

同 東京都

同 東京都中野区

同 財団法人地方自治情報センター

第6 主文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

第7 事案の概要

本件は、被告中野区に住民登録をしている原告が、住民基本台帳法（住基法）の平成11年改正により導入されたいわゆる住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）が、憲法13条により保障されている原告のプライバシー権（自己情報コントロール権）、氏名権及び公権力によって包括的に管理されない自由権を侵害するものであると主張し、これらの権利に基づき、被告中野区、被告東京都及び被告センターに対し、原告の本人確認情報を住基ネットから削除することなどを求めるとともに、被告国、被告東京都及び被告センターに対し、国家賠償法又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料及び弁護士費用（被告国に対して55万円、被告東京都及び被告センターに対して連帶して55万円）の支払を求める事件である。

第8 爭点に対する判断の要旨

1 プライバシー権（自己情報コントロール権）に基づく差止請求について

(1) 憲法13条は、個人の私生活上の自由の1つとして、個人の同意なく、みだりに個人情報を利用提供されない自由を保障しているというべきであり、国家機関が正当な理由もなく、個人の同意なく、みだりに個人情報を利用提供することは、同条に反して許されない。

そして、住基ネットにおいて利用提供される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別、住所及び住民票コード等から構成されるものであり、個人情報ということができるから、上記自由における保護の対象になる。

(2) しかし、上記自由も、国家権力の行使に対して無制限に保護されるものではなく、公共の福祉のため必要がある場合には相当の制限を受けることは、憲法13条に定められているところである。

そして、上記自由の制限が公共の福祉による制限として許容されるか否かは、住基ネットにおける個人情報（本人確認情報）の利用提供の目的に必要性、合理性があるか否か、住基ネットにおける個人情報の利用提供の態様が一般的に許容される限度を超えない相当なものであるか否かという基準によって判断すべきである。

(3) 上記の基準を本件に当てはめると、以下のとおりである。

ア 住基ネットは、従前は市町村長が保有していた住民の氏名、生年月日、性別、住所等の情報を、他の市町村長、都道府県知事、国の機関等に対してネットワークを通じて提供することにより、多くの行政手続で住民票の写しなどの提出を不要とするとともに、住民票の写しの広域交付を行い、転入転出手続を簡素化し、もって行政事務の効率化、住民負担の軽減、住民の便益の向上を図ることを目的とするものであり、その目的には必要性、合理性を認めることができる。

イ 住基ネットにおいて利用提供される本人確認情報のうち、氏名、生年月

日、性別及び住所は、人が社会生活を営む上で一定範囲の者に対して必然的に開示されているもので、平均的な一般人がその開示に苦痛を感じる程度は相対的には低いし、また、住基ネット導入前から住民基本台帳の記載事項とされ、住民はこれらの情報について市町村長に対し届出義務があつたものである。さらに、住民票コードは、氏名、生年月日、性別及び住所の情報の提供に当たって、技術上これを効率的に送信するための便宜的数字であり、それ自体に格別の意味がある数字ではない。したがって、このような情報が結合された本人確認情報は、個人の人格的自律に直接かかわるものとまではいえないし、社会通念上、個人の思想、信条等に関する情報と比べて、秘匿の必要性が必ずしも高いということはできない。

そして、住基ネットにおける本人確認情報の利用提供は、住基法又は条例で定められた特定の行政機関及び事務に限定されている。

加えて、本人確認情報の利用提供は本人の同意の有無にかかわらず一律に行われるが、原告のみの住基ネットからの離脱を認めると、住基ネット導入前の既存の制度を存置せざるを得なくなるが、このような事態は、行政事務の効率化という住基ネットの目的に反し、混乱を招くことが明らかであるから、同意の有無にかかわらず一律に本人確認情報を利用提供することはやむを得ない方法である。

また、住基ネットにおいては、専用回線による閉鎖的ネットワークシステムを採用し、主要機器間にはファイアウォールを設置していること、通信は相互認証を行い暗号化して行っていること、端末を操作するには操作者識別カードが必要であることなどの各種のセキュリティ対策が定められているほか、情報の漏えい等について罰則が定められている。これらによれば、住基ネットは、制度全体として相応の安全性を有しており、本人確認情報が漏えいする具体的な危険性があるとまではいえない。

したがって、住基ネットにおける本人確認情報の利用提供の態様は、一

一般的に許容される限度を超えない相当なものであるということができる。

ウ 以上のア、イの検討によれば、住基ネットによる本人確認情報の利用提供は、公共の福祉による相当な制限であり、原告のプライバシー権（自己情報コントロール権）を侵害するものではない。

2 氏名権に基づく差止請求について

原告は、憲法13条は氏名権を保障しているところ、住基ネットは、国民に住民票コードを付し、番号で国民を扱うことになるから、氏名権を侵害するものであると主張する。

しかし、仮に原告が主張する氏名権が人格権の一内容を構成するものだとしても、住民票コードは、氏名、生年月日、性別及び住所等の情報を提供するに当たって、技術上これを効率的に送信するために住民票の記載事項とされた便宜的数字にすぎず、個人の人格的価値との関係で個人を番号で扱っているということはできないこと、社会生活においても、個人情報の整理、管理のため、便宜上数字や記号を組み合わせて使用することは一般に行われており、これが容認されていることなどを考慮すると、住基ネットにおいて住民票コードを使用していることが、原告の氏名権を侵害するものとはいえない。

3 公権力によって包括的に管理されない自由権に基づく差止請求について

原告は、憲法13条により、各行政機関が個別に保有する個人情報を、他の行政機関と交換するなどして有機的に結合することを拒絶する自由（公権力によって包括的に管理されない自由権）が保障されているところ、住基ネットは、住民票コードを名寄せの検索キーとして使用することにより、国家による包括的な管理を可能とするものであるから、公権力によって包括的に管理されない自由権を侵害すると主張する。

しかし、仮に、原告が主張する公権力によって包括的に管理されない自由権が憲法上保障される権利利益だとしても、住基ネットにおいては、行政機関が保有する個人情報を一元的に管理する主体は存在せず、かつ、特定の行政機関

が自己の有する個人情報と他の行政機関が有する個人情報とを比較、検索及び結合することは認められていないから、現行法制の住基ネットにおいて、原告の個人情報が名寄せ等により包括的に管理される危険性があるとはいえない。したがって、住基ネットが公権力によって包括的に管理されない自由権を侵害するということはできない。

4 損害賠償請求について

上記のとおり、そもそも住基ネットの導入を定めた平成11年の住民基本台帳法改正法は、原告の権利を違法に侵害するものではないから、被告国が同法を施行し、被告東京都、被告センターが同法の事務を行っていることは、違法ではない。

5 結論

以上によれば、原告の本件請求はいずれも理由がない。

以上